

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告

平成31年1月
(第22回)

本電子媒体(PDF)は原本と相違ない。

平成31年1月25日
厚生労働省年金局

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）第15条の規定に基づき、地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正の答申を行ったもの等についての同法の施行状況に関して政府が報告するものであり、平成20年7月から行っているものであって、今回で22回目の報告である。

目 次

I 平成27年4月1日から平成30年9月30日までに地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正の答申を行ったもの及び年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断したものについての状況	1
II 平成30年4月1日から平成30年9月30日までに地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正の答申を行ったもの及び年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断したものについての状況	5
III 平成19年6月22日から平成27年3月31日までに年金記録の訂正のあつせんが行われたもの及び包括的意見に基づき年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断したものについての状況	8
参考	11

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の
施行状況に関する報告

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「厚年特例法」という。）第15条の規定に基づき、平成27年4月1日から平成30年9月30日までに地方年金記録訂正審議会から地方厚生（支）局長に対して、厚生年金特例法第1条第1項に規定する場合に該当するとの意見があったもの及び同条第2項の規定により年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断したもの並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）による改正前の厚年特例法第15条の規定に基づき、平成19年6月22日から平成27年3月31日までに総務大臣から厚生労働大臣（平成21年12月31日までは社会保険庁長官。以下同じ。）に対して、年金記録の訂正のあっせんが行われたもの及び包括的意見に基づき年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断したものについての平成30年11月12日時点の厚年特例法の施行状況に関して、下記のとおり報告いたします。

記

- I 平成27年4月1日から平成30年9月30日までに地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正の答申を行ったもの及び年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断したものについての状況
- 1 地方年金記録訂正審議会の答申結果及び年金事務所の判断結果の概要
- 年金記録を訂正する必要があると認められた厚生年金保険関係の件数【a】
・・・・・・・・14,476件
- （【a】の内訳は、地方年金記録訂正審議会の答申結果によるものが3,549件、年金事務所の判断結果によるものが10,927件）
- (1) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に係る年金記録の訂正の答申件数
- 【b】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・973件
- ① 上記答申のうち、事業主が保険料を納付する義務を履行したと認められる事案【c】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件
- ② 上記答申のうち、保険料徴収権の時効消滅前に事業主から資格取得等の届出があったと認められる事案【d】・・・・・・・・・・・・・・・・326件
- ③ 上記答申のうち、脱退手当金を受給していなかったと認められる事案
・・・・・・・・11件
- ④ 上記答申のうち、①から③までのいずれにも該当しない事案【e】
・・・・・・・・651件

- (2) 厚年特例法第1条第1項に係る年金記録の訂正の答申件数【f】・2,800件
 - ① 上記答申のうち、事業主が保険料を納付する義務を履行しなかったと認められる事案【g】・・・1,713件
 - ② 上記答申のうち、事業主が保険料を納付する義務を履行したかどうか明らかでないとして認められる事案【h】・・・1,182件
- (3) 厚年特例法第1条第2項の規定に基づき年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した件数【i】・・・10,927件
 - ① 上記判断のうち、事業主が保険料を納付する義務を履行しなかったと認められる事案【j】・・・9,953件
 - ② 上記判断のうち、事業主が保険料を納付する義務を履行したかどうか明らかでないとして認められる事案【k】・・・1,011件

(注) 一つの答申が厚生年金保険法と厚年特例法の両法律に係るものが224件あり、当該答申については、上記【a】においては1件と計上し、法律別の内訳（上記【b】及び【f】）においてはそれぞれに1件ずつ計上している。

一つの答申が上記【c】、【d】及び【e】の三つの事案に該当すると認められるものが1件あり、当該答申については、上記【b】においては1件と計上し、上記【c】、【d】及び【e】においてはそれぞれに1件ずつ計上している。

一つの答申が上記【d】及び【e】の二つの事案に該当すると認められるものが15件あり、当該答申については、上記【b】においては1件と計上し、上記【d】及び【e】においてはそれぞれに1件ずつ計上している。

一つの答申が上記【g】及び【h】の二つの事案に該当すると認められるものが95件あり、当該答申については、上記【f】においては1件と計上し、上記【g】及び【h】においてはそれぞれに1件ずつ計上している。

一つの申立てにおける年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した件数が上記【j】及び【k】の二つの事案に該当すると認められるものが37件あり、当該件数については、上記【i】においては1件と計上し、上記【j】及び【k】においてはそれぞれに1件ずつ計上している。

2 厚生労働大臣が行った特例対象者に係る確認等の件数・・・13,727件

3 特例納付保険料の納付の状況等

- (1) 特例納付保険料の額の総額・・・1,427,975,877円
- (2) 特例納付保険料の納付を勧奨した件数・・・14,391件
- (3) 特例納付保険料を納付する旨の申出があった件数・・・11,536件
- (4) 特例納付保険料の納付の状況
 - ① 特例納付保険料の納付が行われた件数・・・10,409件
 - ② 納付が行われた特例納付保険料の額の総額・・・1,001,457,231円
 - ③ 特例納付保険料の納付が行われていない件数・・・3,318件
 - ④ 納付が行われていない特例納付保険料の額の総額・・・426,518,646円

- (5) 納付する旨の申出のない事業主を公表した件数・・・・・・・・・・769件
- (6) 上記(5)の公表をした後再び特例納付保険料の納付を勧奨した件数
・・・・・・・・・・530件

- 4 国が負担した特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額（以下「特例納付保険料相当額」という。）の総額等
 - (1) 特例納付保険料相当額を国が負担した件数・・・・・・・・・・291件
 - (2) 国が負担した特例納付保険料相当額の総額・・・・・・・・・・101,936,505円

- 5 厚生年金基金が行った特例対象加入員に係る確認等の件数・・・・・・・・・・672件

- 6 未納掛金等の納付の状況等
 - (1) 未納掛金等の額の総額・・・・・・・・・・6,001,575円
 - (2) 未納掛金等の納付を勧奨した件数・・・・・・・・・・187件
 - (3) 未納掛金等を納付する旨の申出があった件数・・・・・・・・・・120件
 - (4) 未納掛金等の納付の状況
 - ① 未納掛金等の納付が行われた件数・・・・・・・・・・119件
 - ② 納付が行われた未納掛金等の額の総額・・・・・・・・・・5,087,457円
 - ③ 未納掛金等の納付が行われていない件数・・・・・・・・・・68件
 - ④ 納付が行われていない未納掛金等の額の総額・・・・・・・・・・914,118円
 - (5) 納付する旨の申出のない事業主を公表した件数・・・・・・・・・・1件
 - (6) 上記(5)の公表をした後、再び未納掛金等の納付を勧奨した件数
・・・・・・・・・・1件

- 7 政府が負担した特例対象加入員に係る未納掛金等の額に相当する額（以下「未納掛金等相当額」という。）の総額等
 - (1) 未納掛金等相当額を政府が負担した件数・・・・・・・・・・1件
 - (2) 政府が負担した未納掛金等相当額の総額・・・・・・・・・・23,688円

- 8 企業年金連合会が行った特例対象解散基金加入員に係る確認等の件数
・・・・・・・・・・73件

- 9 特例掛金の納付の状況等
 - (1) 特例掛金の額の総額・・・・・・・・・・992,621円
 - (2) 特例掛金の納付を勧奨した件数・・・・・・・・・・59件
 - (3) 特例掛金を納付する旨の申出があった件数・・・・・・・・・・52件
 - (4) 特例掛金の納付の状況
 - ① 特例掛金の納付が行われた件数・・・・・・・・・・52件

- ② 納付が行われた特例掛金の額の総額・・・・・・・・・・715,475円
- ③ 特例掛金の納付が行われていない件数・・・・・・・・・・7件
- ④ 納付が行われていない特例掛金の額の総額・・・・・・・・277,146円
- (5) 納付する旨の申出のない事業主を公表した件数・・・・・・・・0件
- (6) 上記(5)の公表をした後、再び特例掛金の納付を勧奨した件数
・・・・・・・・0件

10 政府が負担した特例対象解散基金加入員に係る特例掛金の額に相当する額
(以下「特例掛金相当額」という。)の総額等

- (1) 特例掛金相当額を政府が負担した件数・・・・・・・・・・0件
- (2) 政府が負担した特例掛金相当額の総額・・・・・・・・・・0円

Ⅱ 平成30年4月1日から平成30年9月30日までに地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正の答申を行ったもの及び年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断したものについての状況

1 地方年金記録訂正審議会の答申結果及び年金事務所の判断結果の概要

年金記録を訂正する必要があると認められた厚生年金保険関係の件数【a】

・・・1,298件

(【a】の内訳は、地方年金記録訂正審議会の答申結果によるものが248件、年金事務所の判断結果によるものが1,050件)

(1) 厚生年金保険法に係る年金記録の訂正の答申件数【b】・・・138件

① 上記答申のうち、事業主が保険料を納付する義務を履行したと認められる事案【c】・・・0件

② 上記答申のうち、保険料徴収権の時効消滅前に事業主から資格取得等の届出があったと認められる事案【d】・・・23件

③ 上記答申のうち、脱退手当金を受給していなかったと認められる事案
・・・2件

④ 上記答申のうち、①から③までのいずれにも該当しない事案【e】
・・・114件

(2) 厚年特例法第1条第1項に係る年金記録の訂正の答申件数【f】・・・150件

① 上記答申のうち、事業主が保険料を納付する義務を履行しなかったと認められる事案【g】・・・116件

② 上記答申のうち、事業主が保険料を納付する義務を履行したかどうか明らかでないと認められる事案【h】・・・43件

(3) 厚年特例法第1条第2項の規定に基づき年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した件数【i】・・・1,050件

① 上記判断のうち、事業主が保険料を納付する義務を履行しなかったと認められる事案【j】・・・1,018件

② 上記判断のうち、事業主が保険料を納付する義務を履行したかどうか明らかでないと認められる事案【k】・・・34件

(注) 一つの答申が厚生年金保険法と厚年特例法の両法律に係るものが40件あり、当該答申については、上記【a】においては1件と計上し、法律別の内訳(上記【b】及び【f】)においてはそれぞれに1件ずつ計上している。

一つの答申が上記【d】及び【e】の二つの事案に該当すると認められるものが1件あり、当該答申については、上記【b】においては1件と計上し、上記【d】及び【e】においてはそれぞれに1件ずつ計上している。

一つの答申が上記【g】及び【h】の二つの事案に該当すると認められるものが9件あり、当該答申については、上記【f】においては1件と計上し、上記【g】及び【h】においてはそれぞれに1件ずつ計上している。

一つの申立てにおける年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した件数が上記【j】及び【k】の二つの事案に該当すると認められるものが2件あり、当該件数については、上記【i】においては1件と計上し、上記【j】及び【k】においてはそれぞれに1件ずつ計上している。

2 厚生労働大臣が行った特例対象者に係る確認等の件数・・・・・・・・・・1,200件

3 特例納付保険料の納付の状況等

(1) 特例納付保険料の額の総額・・・・・・・・・・132,896,732円

(2) 特例納付保険料の納付を勧奨した件数・・・・・・・・・・1,026件

(3) 特例納付保険料を納付する旨の申出があった件数・・・・・・・・・・864件

(4) 特例納付保険料の納付の状況

① 特例納付保険料の納付が行われた件数・・・・・・・・・・563件

② 納付が行われた特例納付保険料の額の総額・・・・・・・・・・60,221,229円

③ 特例納付保険料の納付が行われていない件数・・・・・・・・・・637件

④ 納付が行われていない特例納付保険料の額の総額・・・・・・・・・・72,675,503円

(5) 納付する旨の申出のない事業主を公表した件数・・・・・・・・・・0件

(6) 上記(5)の公表をした後再び特例納付保険料の納付を勧奨した件数
・・・・・・・・・・0件

4 国が負担した特例対象者に係る特例納付保険料相当額の総額等

(1) 特例納付保険料相当額を国が負担した件数・・・・・・・・・・0件

(2) 国が負担した特例納付保険料相当額の総額・・・・・・・・・・0円

5 厚生年金基金が行った特例対象加入員に係る確認等の件数・・・・・・・・・・16件

6 未納掛金等の納付の状況等

(1) 未納掛金等の額の総額・・・・・・・・・・39,150円

(2) 未納掛金等の納付を勧奨した件数・・・・・・・・・・3件

(3) 未納掛金等を納付する旨の申出があった件数・・・・・・・・・・0件

(4) 未納掛金等の納付の状況

① 未納掛金等の納付が行われた件数・・・・・・・・・・0件

② 納付が行われた未納掛金等の額の総額・・・・・・・・・・0円

③ 未納掛金等の納付が行われていない件数・・・・・・・・・・3件

④ 納付が行われていない未納掛金等の額の総額・・・・・・・・・・39,150円

(5) 納付する旨の申出のない事業主を公表した件数・・・・・・・・・・0件

(6) 上記(5)の公表をした後、再び未納掛金等の納付を勧奨した件数
・・・・・・・・・・0件

- 7 政府が負担した特例対象加入員に係る未納掛金等相当額の総額等
- (1) 未納掛金等相当額を政府が負担した件数 0 件
- (2) 政府が負担した未納掛金等相当額の総額 0 円
- 8 企業年金連合会が行った特例対象解散基金加入員に係る確認等の件数 0 件
- 9 特例掛金の納付の状況等
- (1) 特例掛金の額の総額 0 円
- (2) 特例掛金の納付を勧奨した件数 0 件
- (3) 特例掛金を納付する旨の申出があった件数 0 件
- (4) 特例掛金の納付の状況
- ① 特例掛金の納付が行われた件数 0 件
- ② 納付が行われた特例掛金の額の総額 0 円
- ③ 特例掛金の納付が行われていない件数 0 件
- ④ 納付が行われていない特例掛金の額の総額 0 円
- (5) 納付する旨の申出のない事業主を公表した件数 0 件
- (6) 上記 (5) の公表をした後、再び特例掛金の納付を勧奨した件数 0 件
- 10 政府が負担した特例対象解散基金加入員に係る特例掛金相当額の総額等
- (1) 特例掛金相当額を政府が負担した件数 0 件
- (2) 政府が負担した特例掛金相当額の総額 0 円

Ⅲ 平成19年6月22日から平成27年3月31日までに年金記録の訂正のあっせんが行われたもの及び包括的意見に基づき年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断したものについての状況

1 年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会における調査審議の結果の概要

年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会の意見により、年金記録を訂正する必要があると認められた厚生年金保険関係の件数（年金記録の訂正のあっせんが行われた件数及び包括的意見に基づき年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した件数）【a】・・・105,928件
（【a】の内訳はあっせんによるものが81,067件、包括的意見に基づくものが24,861件）

(1) 厚生年金保険法に係る年金記録の訂正のあっせん件数【b】

・・・15,472件

① 上記あっせんのうち、事業主が保険料を納付する義務を履行したと認められる事案・・・8件

② 上記あっせんのうち、保険料徴収権の時効消滅前に事業主から資格取得等の届出があったと認められる事案【c】・・・12,485件

③ 上記あっせんのうち、脱退手当金を受給していなかったと認められる事案【d】・・・2,564件

④ 上記あっせんのうち、①から③までのいずれにも該当しない事案【e】
・・・487件

(2) 厚年特例法に係る年金記録の訂正のあっせん件数及び包括的意見に基づき年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した件数【f】

・・・92,538件

（【f】の内訳はあっせんによるものが67,677件、包括的意見に基づくものが24,861件）

① 上記あっせん及び包括的意見に基づき年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断したもののうち、事業主が保険料を納付する義務を履行しなかったと認められる事案【g】・・・80,239件

（【g】の内訳はあっせんによるものが57,118件、包括的意見に基づくものが23,121件）

② 上記あっせん及び包括的意見に基づき年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断したもののうち、事業主が保険料を納付する義務を履行したかどうか明らかでないとして認められる事案【h】・・・13,480件

（【h】の内訳はあっせんによるものが11,727件、包括的意見に基づくものが1,753件）

(注) 一つのあっせんが厚生年金保険法と厚年特例法の両法律に係るものが2,082件あり、当該あっせんについては、上記【a】においては1件と計上し、法律別の内訳（上記【b】及び【f】）においてはそれぞれに1件ずつ計上している。

上記【c】、【d】及び【e】については、一つのあっせんが二つの事案に該当すると認められるものが72件あり、それぞれの事案に1件ずつ計上している。また、上記【g】及び【h】については、一つのあっせんが二つの事案に該当すると認められるものが1,168件あり、それぞれの事案に1

件ずつ計上している。

一つの申立てにおける包括的意見が上記【g】及び【h】の両事案に係るものが13件あり、当該訂正については上記【a】及び【f】においては1件と計上し、上記【g】及び【h】においてはそれぞれの事案に1件ずつ計上している。

- 2 厚生労働大臣が行った特例対象者に係る確認等の件数・・・・・・・・・・92,538件
- 3 特例納付保険料の納付の状況等
 - (1) 特例納付保険料の額の総額・・・・・・・・・・9,692,374,274円
 - (2) 特例納付保険料の納付を勧奨した件数・・・・・・・・・・85,246件
 - (3) 特例納付保険料を納付する旨の申出があった件数・・・・・・・・・・74,301件
 - (4) 特例納付保険料の納付の状況
 - ① 特例納付保険料の納付が行われた件数・・・・・・・・・・66,217件
 - ② 納付が行われた特例納付保険料の額の総額・・・・・・・・・・6,710,956,766円
 - ③ 特例納付保険料の納付が行われていない件数・・・・・・・・・・26,321件
 - ④ 納付が行われていない特例納付保険料の額の総額
・・・・・・・・・・2,981,417,508円
 - (5) 納付する旨の申出のない事業主を公表した件数・・・・・・・・・・9,680件
 - (6) 上記(5)の公表をした後再び特例納付保険料の納付を勧奨した件数
・・・・・・・・・・6,687件
- 4 国が負担した特例対象者に係る特例納付保険料相当額の総額等
 - (1) 特例納付保険料相当額を国が負担した件数・・・・・・・・・・8,622件
 - (2) 国が負担した特例納付保険料相当額の総額・・・・・・・・・・3,714,860,361円
- 5 厚生年金基金が行った特例対象加入員に係る確認等の件数・・・・・・・・・・5,938件
- 6 未納掛金等の納付の状況等
 - (1) 未納掛金等の額の総額・・・・・・・・・・151,459,361円
 - (2) 未納掛金等の納付を勧奨した件数・・・・・・・・・・3,226件
 - (3) 未納掛金等を納付する旨の申出があった件数・・・・・・・・・・2,453件
 - (4) 未納掛金等の納付の状況
 - ① 未納掛金等の納付が行われた件数・・・・・・・・・・2,448件
 - ② 納付が行われた未納掛金等の額の総額・・・・・・・・・・106,328,544円
 - ③ 未納掛金等の納付が行われていない件数・・・・・・・・・・778件
 - ④ 納付が行われていない未納掛金等の額の総額・・・・・・・・・・45,130,817円
 - (5) 納付する旨の申出のない事業主を公表した件数・・・・・・・・・・391件

- (6) 上記(5)の公表をした後、再び未納掛金等の納付を勧奨した件数
 174件
- 7 政府が負担した特例対象加入員に係る未納掛金等相当額の総額等
 - (1) 未納掛金等相当額を政府が負担した件数 375件
 - (2) 政府が負担した未納掛金等相当額の総額 20,190,616円
- 8 企業年金連合会が行った特例対象解散基金加入員に係る確認等の件数
 525件
- 9 特例掛金の納付の状況等
 - (1) 特例掛金の額の総額 5,911,680円
 - (2) 特例掛金の納付を勧奨した件数 205件
 - (3) 特例掛金を納付する旨の申出があった件数 185件
 - (4) 特例掛金の納付の状況
 - ① 特例掛金の納付が行われた件数 185件
 - ② 納付が行われた特例掛金の額の総額 4,743,924円
 - ③ 特例掛金の納付が行われていない件数 20件
 - ④ 納付が行われていない特例掛金の額の総額 1,167,756円
 - (5) 納付する旨の申出のない事業主を公表した件数 15件
 - (6) 上記(5)の公表をした後、再び特例掛金の納付を勧奨した件数
 8件
- 10 政府が負担した特例対象解散基金加入員に係る特例掛金相当額の総額等
 - (1) 特例掛金相当額を政府が負担した件数 14件
 - (2) 政府が負担した特例掛金相当額の総額 1,111,874円

参考

(参考1) 包括的意見

包括的意見とは、総務省年金記録確認第三者委員会がこれまでの調査審議の結果によるあっせん事案の蓄積を踏まえ、厚年特例法第1条第1項に規定する「事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合」に該当する事案を年金事務所における実務上の実施可能性にも配慮しつつ類型化し、平成23年6月に、総務大臣から厚生労働大臣へ意見として示したもの（平成23年10月から平成27年6月まで適用）。

(参考2) 参照条文

◎ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）（抄）

（保険給付等に関する特例等）

第一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条の四第三項の規定による諮問に応じた社会保障審議会（同法第百条の九第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合にあつては、同法第百条の九第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十八条の四第三項に規定する地方厚生局に置かれる政令で定める審議会。以下この項及び第十五条において同じ。）の調査審議の結果として、同法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による訂正の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。）に該当するとの社会保障審議会の意見があつた場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定（以下この条及び次条において「確認等」という。）を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業

主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、厚生年金保険法第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出若しくは同法第三十一条第一項の規定による確認の請求又は同法第二十八条の二第一項の規定による訂正の請求があった場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。）に該当する場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認められる場合には、厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行うことができる。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。
- 3 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項の訂正を行うものとする。
- 5 前項の訂正が行われた場合における厚生年金保険法第七十五条ただし書の規定（他の法令において引用し、又は準用する場合を含む。）の適用については、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出があったものとし、厚生労働大臣が確認等を行った特例対象者の厚生年金保険の被保険者であった期間について同法による保険給付（これに相当する給付を含む。以下同じ。）を行うものとする。
- 6～9 （略）

（特例納付保険料の納付等）

第二条 厚生労働大臣が特例対象者に係る確認等を行った場合には、当該特例対象者を使用し、又は使用していた特定事業主（当該特定事業主の事業を承継する者及び当該特定事業主であった個人を含む。以下「対象事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

- 2 厚生労働大臣は、対象事業主に対して、前項の特例納付保険料（以下「特例納付保険料」という。）の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。
- 3 第一項の場合において、対象事業主（法人である対象事業主に限る。）に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため前項の規定による

勸奨を行うことができないときは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）であった者は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料を納付することができる。

- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定による勸奨を行うことができない場合においては、前項の役員であった者に対して、特例納付保険料の納付を勸奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勸奨を行うことができない場合は、この限りでない。
- 5 厚生労働大臣は、次条の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勸奨を行う場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないとして認められる場合において第二項又は前項の規定による勸奨を行うときを除く。）には、対象事業主又は第三項の役員であった者に対して、厚生労働大臣が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。
- 6 対象事業主又は第三項の役員であった者は、第二項又は第四項の規定による勸奨を受けた場合には、未納保険料に係るすべての期間に係る特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し書面により申し出ることができる。
- 7 対象事業主又は第三項の役員であった者は、前項の規定による申出を行った場合には、厚生労働大臣が定める納期限までに、同項に規定する特例納付保険料を納付しなければならない。
- 8 前項の場合において、特例納付保険料は、厚生年金保険法の規定の例により徴収する。
- 9 国は、毎年度、厚生労働大臣が特例対象者に係る確認等を行った場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないとして認められる場合において当該特例対象者に係る確認等を行ったときを除く。）であって次条（同条第一号ロ又は第二号ロに係る部分を除く。第一号において同じ。）の規定による公表を行ったときにおいて、その後に次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する。
 - 一 次条の規定による公表を行った後において厚生労働大臣が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかった場合（次号の場合を除く。）
 - 二 次のいずれかに該当するとき。
 - イ 厚生労働省令で定める期限までに第二項の規定による勸奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合及び第四項の規定による勸奨を行った場合

を除く。)

ロ イに規定する厚生労働省令で定める期限までに第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合

10～12 (略)

13 国は、第九項の規定により特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、特定事業主が当該特例対象者に係る厚生年金保険法第二十七条の規定による届出をしなかったこと又は同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行しなかったことに起因する当該特例対象者が当該特定事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

(公表)

第三条 厚生労働大臣は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第一条第一項及び第二項に規定する場合において厚生労働大臣が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 対象事業主に対して前条第二項の規定による勧奨を行った場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該対象事業主の氏名又は名称

イ 当該対象事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかった場合

ロ 当該対象事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行ったが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに特例納付保険料を納付しない場合

二 前条第三項の役員であった者に対して同条第四項の規定による勧奨を行った場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において前条第四項の規定による勧奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該役員であった者（厚生労働省令で定める者を除く。）の氏名

イ 当該役員であった者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかった場合

- ロ 当該役員であった者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行ったが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに特例納付保険料を納付しない場合
- 三 イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該対象事業主の氏名又は名称
- イ 前条第二項の規定による勧奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合、同条第四項の規定による勧奨を行った場合及び特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないと認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行うことができないときを除く。）
- ロ 前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないと認められる場合において前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができないときを除く。）

（国会への報告）

第十五条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項の訂正が行われた各事案についての第一条第一項の社会保障審議会の調査審議及び同条第二項の厚生労働省令で定める場合に該当するかしないかの判断の結果の概要（当該事案が、同法第二十七条に規定する事業主が同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したと認められる場合、当該事業主が当該義務を履行しなかったと認められる場合又は当該事業主が当該義務を履行したかどうか明らかでないと認められる場合のいずれに該当するかに関する事項を含む。）、厚生労働大臣が行った特例対象者に係る第一条第一項及び第二項に規定する確認等の件数、特例納付保険料の納付の状況、国が負担した特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額その他この法律の施行の状況についての報告を提出しなければならない。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第十六条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

- 一 第二条第六項の規定による申出の受理
- 二 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十三条の二の規定による申出の受理及び承認
- 三 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第五項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求
- 四 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税

通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに検索を除く。）

五 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四十二条の規定による検索

六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

- 2 機構は、前項第三号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第五号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不相当となったと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

（財務大臣への権限の委任）

第十七条 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第四号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため特例納付保険料及び延滞金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

- 2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第十八条 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第十九条 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（次項において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構への事務の委託)

第二十一条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 第二条第二項及び第四項の規定による勧奨に係る事務（当該勧奨を除く。）

二 第二条第五項の規定による通知に係る事務（当該通知を除く。）

三 第二条第八項及び同項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十五条の規定による特例納付保険料の徴収に係る事務（第十六条第一項第二号から第五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二条第八項の規定によりその例によるものとされる同法第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第六号に掲げる事務を除く。）

四 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）

五 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（第十六条第一項第三号から第五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二条第八項の規定によりその例によるものとされる同法第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び次号に掲げる事務を除く。）

六 第十六条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機

構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(機構が行う収納)

第二十二條 厚生労働大臣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における特例納付保険料及び延滞金の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(情報の提供等)

第二十三條 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料の納付に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、特例納付保険料の納付及び厚生労働大臣による公表が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

◎ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（抄）

(保険給付等に関する特例等)

第一條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出又は同法第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅している場合に限る。）に該当するとの当該機関の意見があつた場合には、厚生労働大臣は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定（以下この条及び次条において「確認等」という。）を行うものと

- する。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。
- 2 厚生労働大臣は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項の訂正を行うものとする。
 - 3 前項の訂正が行われた場合における厚生年金保険法第七十五条ただし書の規定（他の法令において引用し、又は準用する場合を含む。）の適用については、未納保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に同法第二十七条の規定による届出があったものとし、厚生労働大臣が確認等を行った特例対象者の厚生年金保険の被保険者であった期間について同法による保険給付（これに相当する給付を含む。以下同じ。）を行うものとする。
- 4～7 （略）

（特例納付保険料の納付等）

- 第二条 厚生労働大臣が特例対象者に係る確認等を行った場合には、当該特例対象者を使用し、又は使用していた前条第一項の事業主（当該事業主の事業を承継する者及び当該事業主であった個人を含む。以下「対象事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。
- 2 厚生労働大臣は、対象事業主に対して、前項の特例納付保険料（以下「特例納付保険料」という。）の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。
 - 3 第一項の場合において、対象事業主（法人である対象事業主に限る。）に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため前項の規定による勧奨を行うことができないときは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）であった者は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料を納付することができる。
 - 4 厚生労働大臣は、第二項の規定による勧奨を行うことができない場合においては、前項の役員であった者に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。
 - 5 厚生労働大臣は、次条の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勧奨を行う場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において第二項又は前項の規定による勧奨を行うときを除く。）には、対象事業主

又は第三項の役員であった者に対して、厚生労働大臣が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 対象事業主又は第三項の役員であった者は、第二項又は第四項の規定による勧奨を受けた場合には、未納保険料に係るすべての期間に係る特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し書面により申し出ることができる。

7 対象事業主又は第三項の役員であった者は、前項の規定による申出を行った場合には、厚生労働大臣が定める納期限までに、同項に規定する特例納付保険料を納付しなければならない。

8 前項の場合において、特例納付保険料は、厚生年金保険法の規定の例により徴収する。

9 国は、毎年度、厚生労働大臣が特例対象者に係る確認等を行った場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において当該特例対象者に係る確認等を行ったときを除く。）であつて次条（同条第一号ロ又は第二号ロに係る部分を除く。第一号において同じ。）の規定による公表を行ったときにおいて、その後に次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する。

一 次条の規定による公表を行った後において厚生労働大臣が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかった場合（次号の場合を除く。）

二 次のいずれかに該当するとき。

イ 厚生労働省令で定める期限までに第二項の規定による勧奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合及び第四項の規定による勧奨を行った場合を除く。）

ロ イに規定する厚生労働省令で定める期限までに第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合

10～12 （略）

13 国は、第九項の規定により特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、前条第一項の事業主が当該特例対象者に係る厚生年金保険法第二十七条の規定による届出をしなかったこと又は同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行しなかったことに起因する当該特例対象者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

(公表)

第三条 厚生労働大臣は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第一条第一項に規定する場合において厚生労働大臣が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 対象事業主に対して前条第二項の規定による勧奨を行った場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該対象事業主の氏名又は名称

イ 当該対象事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかった場合

ロ 当該対象事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行ったが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに特例納付保険料を納付しない場合

二 前条第三項の役員であった者に対して同条第四項の規定による勧奨を行った場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において前条第四項の規定による勧奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該役員であった者（厚生労働省令で定める者を除く。）の氏名

イ 当該役員であった者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかった場合

ロ 当該役員であった者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行ったが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに特例納付保険料を納付しない場合

三 イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該対象事業主の氏名又は名称

イ 前条第二項の規定による勧奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合、同条第四項の規定による勧奨を行った場合及び特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行うことができないときを除く。）

ロ 前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができないときを除く。）

(国会への報告)

第十五条 政府は、おおむね六月に一回、国会に、厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項の訂正が行われた各事案についての第一条第一項に規定する機関が行った調査審議の結果の概要（当該事案が、同項の事業主が同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したと認められる場合、当該事業主が当該義務を履行しなかったと認められる場合又は当該事業主が当該義務を履行したかどうか明らかでないとして認められる場合のいずれに該当するかに関する事項を含む。）、厚生労働大臣が行った特例対象者に係る第一条第一項に規定する確認等の件数、特例納付保険料の納付の状況、国が負担した特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額その他この法律の施行の状況についての報告を提出しなければならない。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第十六条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

- 一 第二条第六項の規定による申出の受理
 - 二 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十三条の二の規定による申出の受理及び承認
 - 三 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第五項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求
 - 四 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）
 - 五 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定による搜索
 - 六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
- 2 機構は、前項第三号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第五号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行

使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適當となったと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。

(財務大臣への権限の委任)

第十七条 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第四号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため特例納付保険料及び延滞金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

- 2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第十八条 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

- 2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第十九条 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（次項において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(機構への事務の委託)

第二十一条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

- 一 第二条第二項及び第四項の規定による勸奨に係る事務（当該勸奨を除く。）
 - 二 第二条第五項の規定による通知に係る事務（当該通知を除く。）
 - 三 第二条第八項及び同項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十五条の規定による特例納付保険料の徴収に係る事務（第十六条第一項第二号から第五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二条第八項の規定によりその例によるものとされる同法第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第七号に掲げる事務を除く。）
 - 四 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）
 - 五 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務（第十六条第一項第三号から第五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二条第八項の規定によりその例によるものとされる同法第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び第七号に掲げる事務を除く。）
 - 六 第十六条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）
 - 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務
- 2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(情報の提供等)

第二十三条 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料の納付に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

- 2 厚生労働大臣及び機構は、特例納付保険料の納付及び厚生労働大臣による公表が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

- ◎ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四十条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（抄）

（厚生年金基金による老齢年金給付に関する特例等）

第四条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）の設立事業所の事業主であつて、第一条第六項の通知を受けたもの又は同条第七項の公告をされたものが、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第四百四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十四条第一項又は第二項の規定により加入員の負担すべき掛金を控除した事実があるにもかかわらず、当該加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（当該掛金（免除保険料（当該掛金の算定の基礎となる期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額に当該期間に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう。）に相当する部分に限る。以下「未納掛金」という。）を徴収する権利について平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十条第一項に規定する時効の期間が経過する前に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十八条の規定による届出があつた場合を除き、未納掛金を徴収する権利について同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十条第一項に規定する時効の期間が経過している場合に限る。）には、基金は、遅滞なく、未納掛金に係る期間を有する者（以下「特例対象加入員」という。）に係る加入員の資格の取得及び喪失の確認（以下この条及び次条において「確認」という。）又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第五項の規定による標準給与の改定若しくは決定（以下この条及び次条において「改定等」という。）を行うものとする。ただし、特例対象加入員が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。

(未納掛金の納付等)

第五条 基金が特例対象加入員に係る確認又は改定等を行った場合には、当該特例対象加入員を使用し、又は使用していた前条第一項に規定する事業主（当該事業主の事業を承継する者（当該基金の設立事業所の事業主であるものを除く。以下この項において「事業承継事業主」という。）及び当該事業主であった個人を含む。以下「対象設立事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、未納掛金（事業承継事業主については、未納掛金に相当する額。次項及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）を納付することができる。

2 基金は、対象設立事業主に対して、未納掛金の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 第一項の場合において、対象設立事業主（法人である対象設立事業主に限る。）に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため前項の規定による勧奨を行うことができないときは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）であった者は、厚生労働省令で定めるところにより、未納掛金に相当する額を納付することができる。

4 基金は、第二項の規定による勧奨を行うことができない場合においては、前項の役員であった者に対して、未納掛金に相当する額の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

5 基金は、次条第一項の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勧奨を行う場合（特例対象加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において第二項又は前項の規定による勧奨を行うときを除く。）には、対象設立事業主又は第三項の役員であった者に対して、基金が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条第一項の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 対象設立事業主又は第三項の役員であった者は、第二項又は第四項の規定による勧奨を受けた場合には、前条第一項の未納掛金に係る期間のすべての期間に係る未納掛金又は未納掛金に相当する額（以下この条において「未納掛金等」という。）を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、基金に対し書面により申し出ることができる。

- 7 対象設立事業主又は第三項の役員であった者は、前項の規定による申出を行った場合には、基金が定める納期限までに、同項に規定する未納掛金等を納付しなければならない。
- 8 前項の場合において、未納掛金に相当する額は、基金の掛金の例により徴収する。
- 9 政府は、毎年度、基金が特例対象加入員に係る確認又は改定等を行った場合（特例対象加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において当該特例対象加入員に係る確認又は改定等を行ったときを除く。）であつて次条第一項（同項第一号ロ又は第二号ロに係る部分を除く。第一号において同じ。）の規定による公表を行ったときにおいて、その後に次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象加入員に係る未納掛金等の額に相当する額の総額を、当該基金に対し交付する。
- 一 次条第一項の規定による公表を行った後において基金が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかった場合（次号の場合を除く。）
 - 二 次のいずれかに該当するとき。
 - イ 厚生労働省令で定める期限までに第二項の規定による勧奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合及び第四項の規定による勧奨を行った場合を除く。）
 - ロ イに規定する厚生労働省令で定める期限までに第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合
- 10・11 （略）
- 12 政府は、第九項の規定により特例対象加入員に係る未納掛金の額に相当する額を交付したときは、その交付した金額の限度において、前条第一項に規定する事業主が当該特例対象加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十八条の規定による届出をしなかったこと又は同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象加入員の負担すべき掛金を控除したにもかかわらず当該特例対象加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務を履行しなかったことに起因する当該特例対象加入員が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。
- 13 （略）

(公表)

第六条 基金は、基金の事業の適正な運営及び厚生年金保険制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第四条第一項に規定する場合において基金が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 対象設立事業主に対して前条第二項の規定による勧奨を行った場合（特例対象加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないとして認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該対象設立事業主の氏名又は名称

イ 当該対象設立事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかった場合

ロ 当該対象設立事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行ったが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに未納掛金を納付しない場合

二 前条第三項の役員であった者に対して同条第四項の規定による勧奨を行った場合（特例対象加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないとして認められる場合において前条第四項の規定による勧奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該役員であった者（厚生労働省令で定める者を除く。）の氏名

イ 当該役員であった者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかった場合

ロ 当該役員であった者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行ったが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに未納掛金に相当する額を納付しない場合

三 イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該対象設立事業主の氏名又は名称

イ 前条第二項の規定による勧奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合、同条第四項の規定による勧奨を行った場合及び特例対象加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないとして認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行うことができないときを除く。）

ロ 前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合（特

例対象加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができないときを除く。)

2 (略)

(基金等への情報提供)

第十条 厚生労働大臣は、基金に対し、基金の設立事業所（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第二項の適用事業所を含む。）の事業主であつて、第一条第六項の通知を行ったもの又は同条第七項の公告をしたものの名称及び所在地その他必要な情報を提供するものとする。

◎ 平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（抄）

(企業年金連合会による老齢年金給付に関する特例等)

第七条 解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）の設立事業所の事業主であつて、第一条第六項の通知を受けたもの又は同条第七項の公告をされたものが、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十四条第一項又は第二項の規定により解散した基金の解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員をいう。以下この項において同じ。）の負担すべき掛金を控除した事実があるにもかかわらず、当該解散基金加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（未納掛金を徴収する権利について平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十条第一項に規定する時効の期間が経過する前に平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百二十八条

の規定による届出があった場合を除き、未納掛金を徴収する権利について同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十条第一項に規定する時効の期間が経過している場合に限る。)には、平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会(以下「連合会」という。)は、遅滞なく、未納掛金に係る期間を有する者(以下「特例対象解散基金加入員」という。)に係る加入員の資格の取得及び喪失の確認又は標準給与の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「確認等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象解散基金加入員が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、この限りでない。

2～5 (略)

(特例掛金の納付等)

第八条 連合会が特例対象解散基金加入員に係る確認等を行った場合には、当該特例対象解散基金加入員を使用し、又は使用していた前条第一項に規定する事業主(当該事業主の事業を承継する者及び当該事業主であった個人を含む。以下「解散した基金の対象設立事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、特例掛金として、未納掛金に相当する額を納付することができる。

2 連合会は、解散した基金の対象設立事業主に対して、前項の特例掛金(以下「特例掛金」という。)の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 第一項の場合において、解散した基金の対象設立事業主(法人である解散した基金の対象設立事業主に限る。)に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため前項の規定による勧奨を行うことができないときは、当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)であった者は、厚生労働省令で定めるところにより、特例掛金を納付することができる。

4 連合会は、第二項の規定による勧奨を行うことができない場合においては、前項の役員であった者に対して、特例掛金の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

5 連合会は、次条第一項の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勧奨を行う場合(特例対象解散基金加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らか

でない)と認められる場合において第二項又は前項の規定による勧奨を行うときを除く。)には、解散した基金の対象設立事業主又は第三項の役員であった者に対して、連合会が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条第一項の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 解散した基金の対象設立事業主又は第三項の役員であった者は、第二項又は第四項の規定による勧奨を受けた場合には、未納掛金に係るすべての期間に係る特例掛金を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に対し書面により申し出ることができる。

7 解散した基金の対象設立事業主又は第三項の役員であった者は、前項の規定による申出を行った場合には、連合会が定める納期限までに、同項に規定する特例掛金を納付しなければならない。

8 前項の場合において、特例掛金は、基金の掛金の例により徴収する。

9 政府は、毎年度、連合会が特例対象解散基金加入員に係る確認等を行った場合(特例対象解散基金加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において当該特例対象解散基金加入員に係る確認等を行ったときを除く。)であって次条第一項(同項第一号ロ又は第二号ロに係る部分を除く。第一号において同じ。)の規定による公表を行ったときにおいて、その後に次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象解散基金加入員に係る特例掛金の額に相当する額の総額を、連合会に対し交付する。

一 次条第一項の規定による公表を行った後において連合会が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかった場合(次号の場合を除く。)

二 次のいずれかに該当するとき。

イ 厚生労働省令で定める期限までに第二項の規定による勧奨を行うことができない場合(ロに掲げる場合及び第四項の規定による勧奨を行った場合を除く。)

ロ イに規定する厚生労働省令で定める期限までに第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合

10・11 (略)

12 政府は、第九項の規定により特例対象解散基金加入員に係る特例掛金の額に相当する額を交付したときは、その交付した金額の限度において、前条第一項に規定する事業主が当該特例対象解散基金加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十八条の規定による届出をしなかったこと又は同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象解散基金加入員の負担すべき掛金を控除したにもかか

ならず当該特例対象解散基金加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務を履行しなかったことに起因する当該特例対象解散基金加入員が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

13 (略)

(公表)

第九条 連合会は、基金の事業の適正な運営及び厚生年金保険制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第七条第一項に規定する場合において連合会が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 解散した基金の対象設立事業主に対して前条第二項の規定による勧奨を行った場合（特例対象解散基金加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該解散した基金の対象設立事業主の氏名又は名称

イ 当該解散した基金の対象設立事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかった場合

ロ 当該解散した基金の対象設立事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行ったが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに特例掛金を納付しない場合

二 前条第三項の役員であった者に対して同条第四項の規定による勧奨を行った場合（特例対象解散基金加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において前条第四項の規定による勧奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該役員であった者（厚生労働省令で定める者を除く。）の氏名

イ 当該役員であった者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかった場合

ロ 当該役員であった者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行ったが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに特例掛金を納付しない場合

三 イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該解散した基金の対象設立事

業主の氏名又は名称

イ 前条第二項の規定による勧奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合、同条第四項の規定による勧奨を行った場合及び特例対象解散基金加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行うことができないときを除く。）

ロ 前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合（特例対象解散基金加入員に係る平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない認められる場合において前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができないときを除く。）

2 (略)

(基金等への情報提供)

第十条 厚生労働大臣は、連合会に対し、基金の設立事業所（厚生年金保険法第百二十九条第二項の適用事業所を含む。）の事業主であつて、第一条第六項の通知を行ったもの又は同条第七項の公告をしたものの名称及び所在地その他必要な情報を提供するものとする。

◎ 平成二十五年改正法附則第百四十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（抄）

(機構への事務の委託)

第二十一条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一～五 (略)

六 第十条の規定による情報の提供に係る事務（当該情報の提供を除く。）

七・八 (略)

2 (略)

